

牛乳乳製品及び国産チーズをめぐる情勢

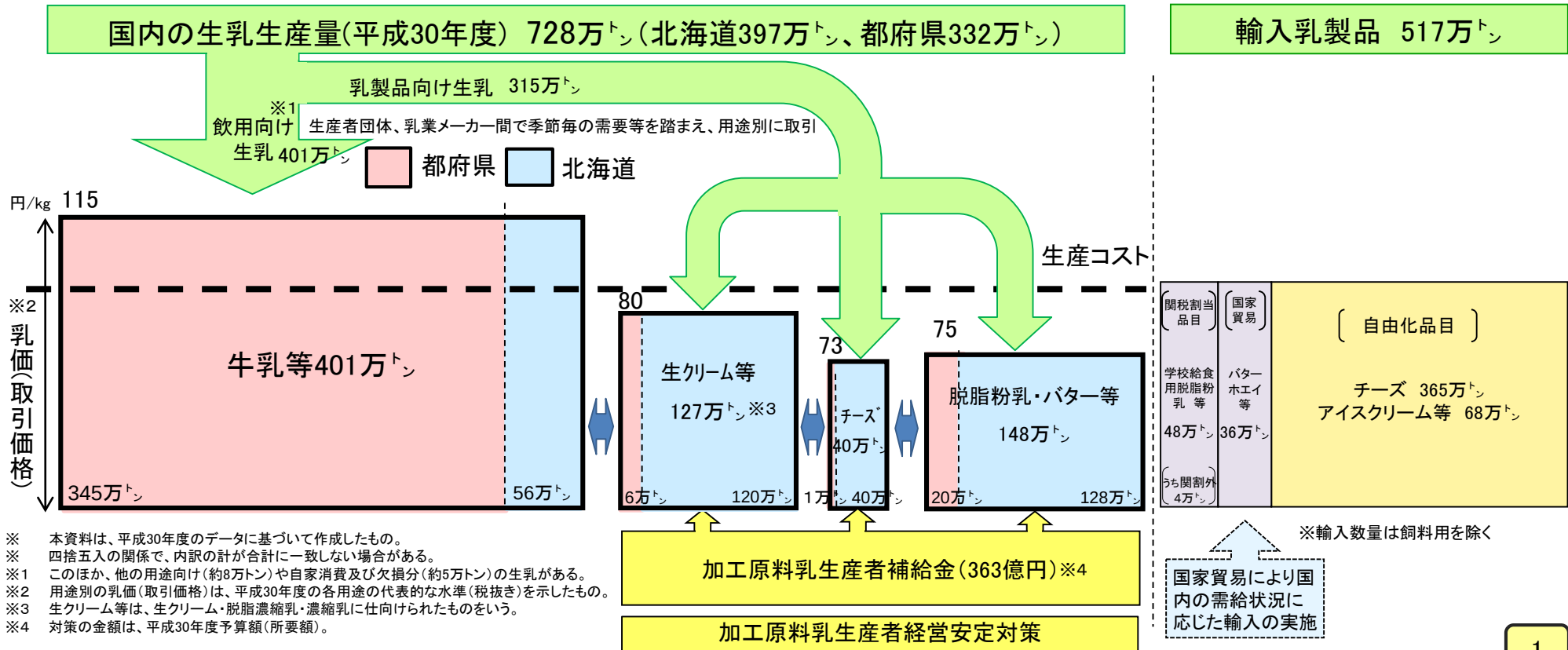
令和 2 年 1 月

農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課

相田 剛伸

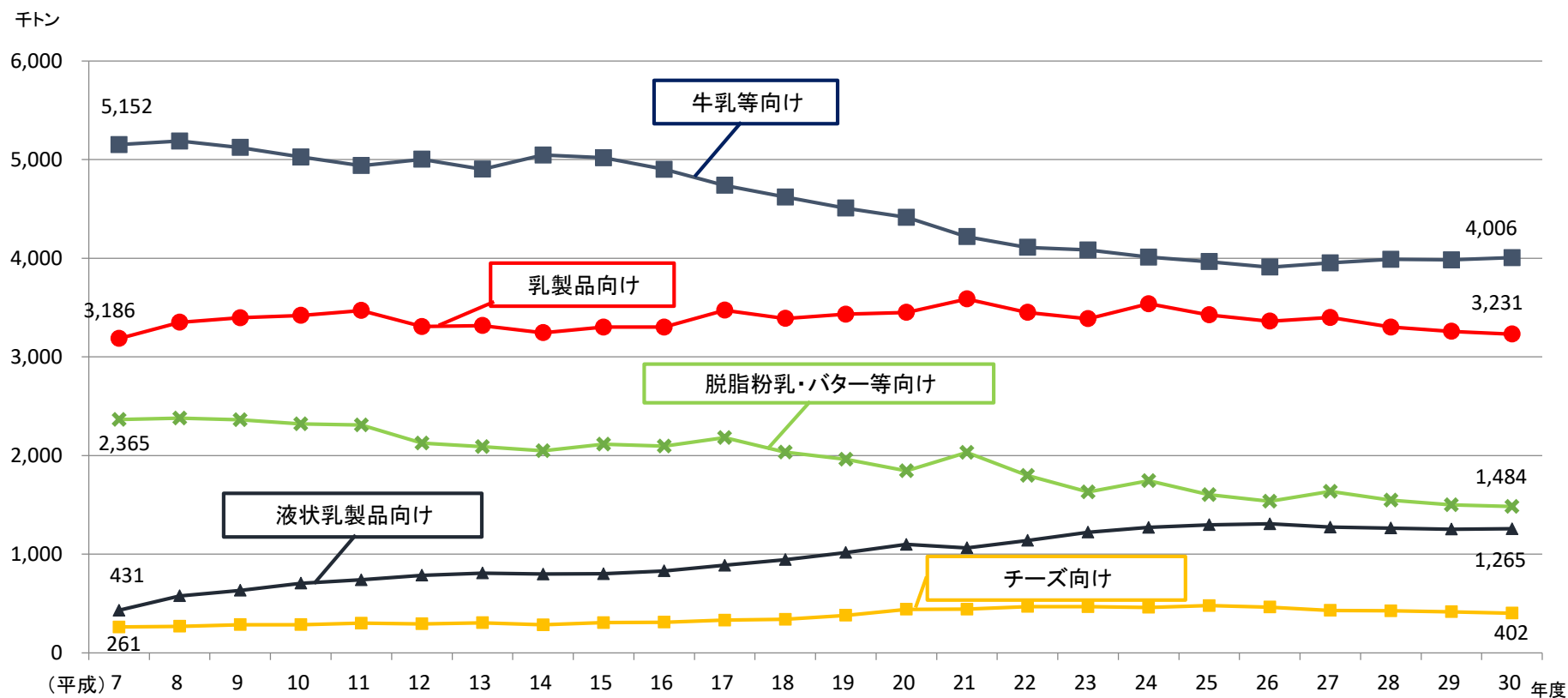
我が国の生乳の需給構造

- ・ 生乳は、毎日生産され、腐敗しやすく貯蔵性がない液体であることから、需要に応じ飲用向けと乳製品向けの仕向けを調整することが不可欠。
- ・ 輸入品と競合しない飲用向け生乳(都府県中心)は、価格が生産コストを上回っており、需要に応じた生産による需給安定が課題。
- ・ 乳製品は、保存が利き、飲用と乳製品向け(北海道中心)の生乳量を調整する役割を果たしているが、輸入品と競合。
- ・ 現行の制度は、乳製品向け生乳に対象を絞り、交付対象数量を設けて補給金等を交付することにより、生乳需給全体の安定を図り、全国の酪農家の経営安定を図っている。



生乳の用途別仕向量の推移

- 牛乳等向け処理量は、減少傾向で推移してきたものの、近年は健康志向の高まり等により横ばいで推移。
- 一方、乳製品向けについては、生クリーム等の液状乳製品向けは堅調に推移しているものの、近年は生乳生産量の減少により、仕向け量は減少。

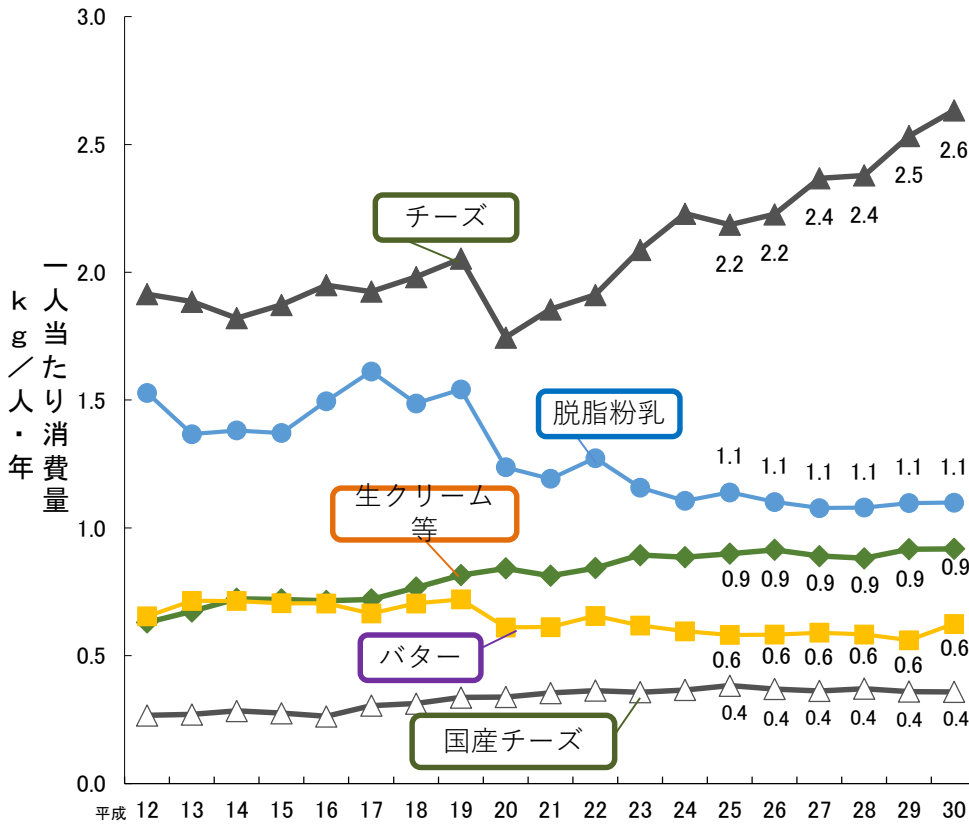


資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」、(一社)中央酪農会議「用途別販売実績」、(独)農畜産振興機構「販売生乳数量等(速報)」

乳製品需給の推移

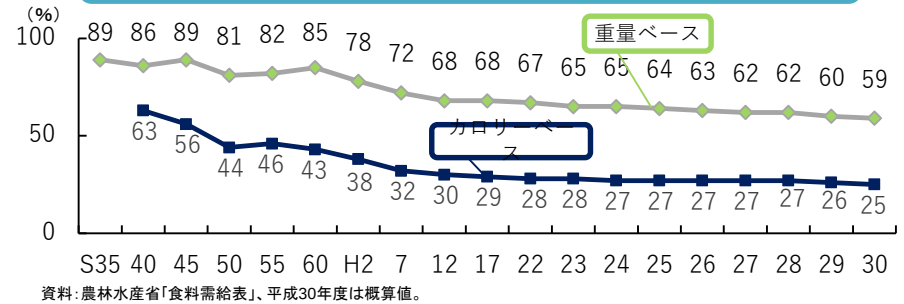
- ・乳製品の1人当たり消費量は、食生活の多様化等に伴い、チーズ、生クリーム等の消費が拡大。
- ・牛乳・乳製品の自給率は、需要が堅調である一方、生乳生産量が減少傾向で推移していることから、低下傾向で推移。
- ・特に、消費が伸びているチーズは、国内生産が横ばいで推移していることから、輸入量は増加傾向で推移。

乳製品の1人当たり消費量の推移

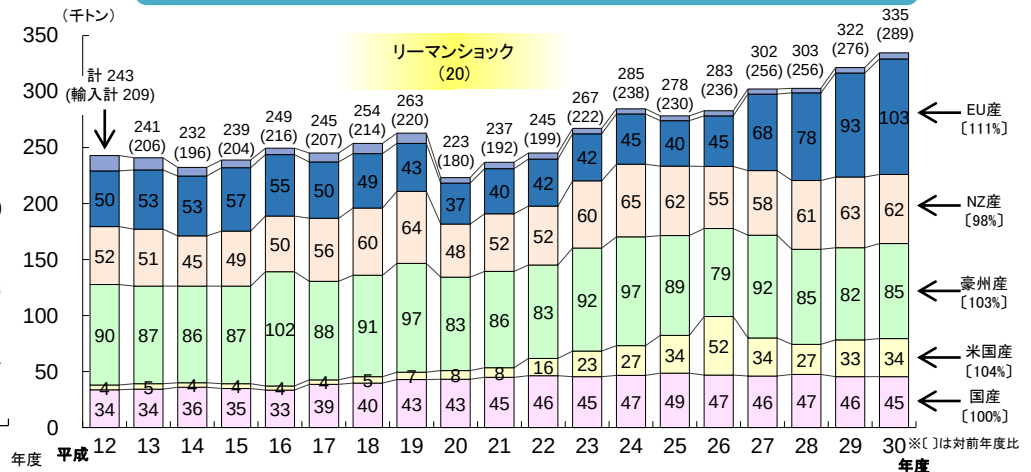


資料：農林水産省「食料需給表」、「牛乳乳製品統計」、「チーズの需給表」、総務省「人口推計」
 注1：1人当たり消費量＝(生産量＋輸入量－在庫増減－輸出量)÷各年10月1日時点の総人口(国勢調査年以外は推定)
 注2：国産チーズ消費量は牛乳乳製品課推計

牛乳・乳製品の自給率の推移



チーズの需給の推移



国内で製造されているチーズの種類(平成30年度)

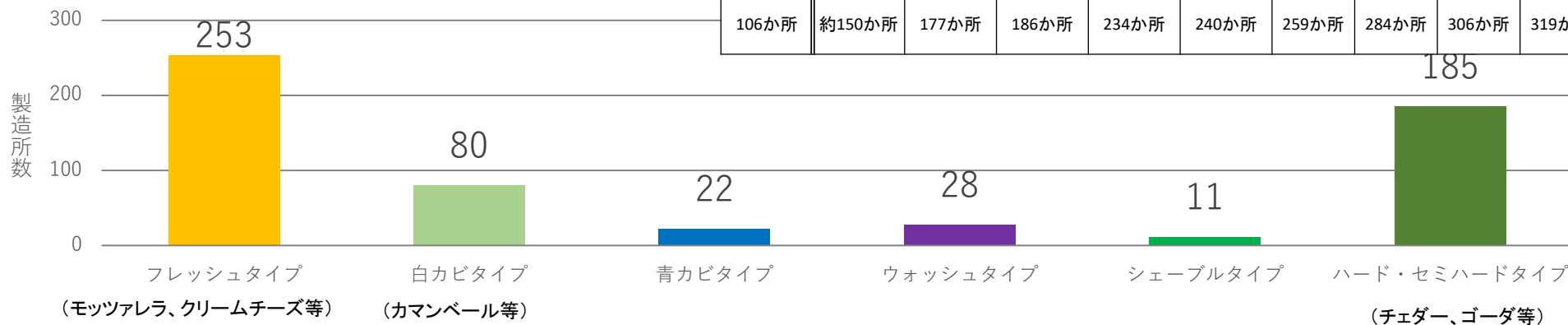
データ:牛乳乳製品課調べ

○ 我が国では、口当たりが良く生乳の風味が楽しめるチーズや比較的クセのないチーズが好まれる傾向にあり、多くの生産者がフレッシュタイプやハードタイプ、白カビタイプを中心に様々な種類のチーズを製造している。

チーズ工房等の数(大手乳業者を除く)

平成25年以降:牛乳乳製品課調べ。
平成24年以前:中央酪農会議調べ。

平成18年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
106か所	約150か所	177か所	186か所	234か所	240か所	259か所	284か所	306か所	319か所



熟成過程を経ずに製造されるため、味はミルクの風味そのままに乳酸発酵で作られる酸味加わり、クセがないのが特徴。

表面の白カビにより外側から熟成。クリーミーでコクのある味わい。

内部に発生させた青カビの特別な風味と強めの塩分が特徴。

塩水・酒等で表面を手入れしながら熟成。強い粘性とまろやかさが特徴。

山羊の乳で作られたチーズで、山羊特有の強い個性のある風味が特徴。

水分含量が低く、保存性に優れる。熟成期間はセミハードで半年程度、ハードで1年程度。熟成期間が長いほど濃厚な旨味。



写真等:
雪印メグミルク(株)チーズクラブHP

国産ナチュラルチーズの状況

- 日本人の嗜好にあったチーズの製造や、我が国の気候風土にあった独自のナチュラルチーズ文化を創造し、チーズの消費拡大、生乳の需要拡大を図るため、関係団体ではチーズコンテストを開催。毎年、国内の多くのチーズ工房からエントリーされている。
- 製造されるナチュラルチーズの品質や評価は向上しており、令和元年10月にイタリア・ベルガモで開催されたチーズ国際コンテスト「World Cheese Awards」には42品を出品し、15品が受賞。うち1品はベスト16入りを果たした。
- 国内でチーズの関心が高まっている気運を捉えて、国内コンテストの開催や海外コンテストへの参加を含め、展示試食会の開催等、国産チーズの品質向上・需要拡大に向けた取組を支援。

○ 国内チーズコンテストの開催状況

		出品数	出品工房数
2019年	第12回ALL JAPAN ナチュラルチーズコンテスト	207	88
2018年	第3回JAPAN CHEESE AWARD	233	78
2017年	第11回ALL JAPAN ナチュラルチーズコンテスト	161	73
2016年	第2回JAPAN CHEESE AWARD	181	65
2015年	第10回ALL JAPAN ナチュラルチーズコンテスト	148	66
2014年	第1回JAPAN CHEESE AWARD	121	61

○ チーズの試食展示会や紹介イベントの開催

日本の銘チーズ百選



北海道地チーズ博

○ チーズ国際コンテストでの受賞状況

2019年「World Cheese Awards」で受賞したチーズ

世界から3,804品がエントリーされ、我が国からは15品が受賞

【スーパーゴールド・ベスト16】森のチーズ（チーズ工房那須の森）

【ゴールド】あそ野（阿蘇ミルク牧場）
タカラのトケル（タカラチーズ工房） 他2品

【シルバー】ブルーチーズ（アトリエドフロマージュ）
明治北海道十勝スマートチーズ和風だし かつお・昆布（（株）明治）

【ブロンズ】りんどう（那須高原今牧場チーズ工房）
笹ゆき（共働学舎新得農場）他6品



森のチーズ
（チーズ工房那須の森）



スマートチーズ
（（株）明治）

主な海外コンクール

フランス「モンディアル・デュ・フロマージュ」
英国等「World Cheese Awards」
米国「World Championship Cheese Contest」

乳用牛飼養戸数・頭数の推移

- ・ 飼養戸数は、毎年、年率4%程度の減少傾向で推移。
- ・ 飼養頭数は、年率2%程度の減少傾向で推移していたが、平成30年に16年ぶりに増加に転じ、31年も2年連続で増加(+4千頭)。
- ・ 一戸当たり経産牛飼養頭数は増加傾向で推移しており、大規模化が進展。
- ・ また、改良により、一頭当たりの乳量は上昇傾向。

(平成)

区 分 / 年		22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
乳用牛飼養戸数(千戸)		21.9	21.0	20.1	19.4	18.6	17.7	17.0	16.4	15.7	15.0
(対前年増減率)(%)		(▲5.2)	(▲4.1)	(▲4.3)	(▲3.5)	(▲4.1)	(▲4.8)	(▲4.0)	(▲3.5)	(▲4.3)	(▲4.5)
	うち成畜50頭以上層(千戸)	7.3	7.1	7.0	6.9	6.8	6.4	6.5	6.4	6.2	5.9
	戸数シェア(%)	(33.7)	(34.1)	(34.9)	(35.9)	(37.3)	(36.9)	(38.9)	(39.6)	(40.3)	(39.7)
乳用牛飼養頭数(千頭)		1,484	1,467	1,449	1,423	1,395	1,371	1,345	1,323	1,328	1,332
(対前年増減率)(%)		(▲1.1)	(▲1.1)	(▲1.2)	(▲1.8)	(▲2.0)	(▲1.7)	(▲1.9)	(▲1.6)	(0.4)	(0.3)
	うち 経産牛頭数(千頭)	964	933	943	923	893	870	871	852	847	839
	うち 未経産牛 (乳用後継牛)頭数(千頭)	521	534	506	500	501	502	474	471	481	492
	うち成畜50頭以上層(千頭) 頭数シェア(%)	983 (67.3)	987 (68.5)	980 (68.9)	944 (67.8)	948 (69.7)	940 (70.4)	949 (72.5)	934 (72.6)	961 (74.3)	962 (74.4)
一 戸 当 たり 経産牛頭数(頭)	全 国	44.0	44.4	46.9	47.6	48.0	49.1	51.2	52.0	54.0	55.9
	北海道	63.6	63.9	68.1	68.1	68.2	68.8	72.6	72.8	75.2	77.8
	都府県	33.2	33.6	34.9	35.9	36.2	37.2	38.1	38.9	40.4	41.3
経産牛一頭当たり 乳量(kg)	全 国	8,047	8,034	8,154	8,198	8,316	8,511	8,522	8,581	8,636	—
	北海道	8,046	7,988	8,017	8,056	8,218	8,407	8,394	8,517	8,568	—

資料: 資料: 農林水産省「畜産統計」、「牛乳乳製品統計」

注: 各年とも2月1日現在の数値。

ただし、経産牛一頭当たり乳量は年度の数値。

牛乳乳製品の国内生産・輸入に係る基礎データ

品目	現在の関税率		国境措置の概要
	一次税率	二次税率	
バター	国貿:35%、 民貿:35%	29.8%+985円/kg、29.8%+1,159円/kg	国家貿易制度及び関税割当制度により 国内需要への影響を緩和
脱脂粉乳	国貿:25%、35% 民貿:無税、25%、35%	396円/kg(学校給食用等)、 425円/kg(学校給食用等) 21.3%+396円/kg、29.8%+425円/kg 等	
ホエイ	国貿:25%、35% 民貿:無税、10%、25%、35%	29.8%+425円/kg 29.8%+687円/kg 等	
チーズ	国産との抱合わせを条件に無税	29.8%	プロセスチーズ原料用として、国産 1 ： 輸入 2.5の割合での国産チーズ活用を条件にす ることで国産チーズの需要を確保
	40%等		

OTPP11、日EU・EPA発効前(2016年度)の生産等の基礎データ

価格・生産量・輸入量の推移(円/kg・千トン)						
年度		2012	2013	2014	2015	2016
国内 価格	脱脂粉乳	591	600	619	650	650
	バター	1,150	1,178	1,208	1,268	1,254
国際 価格	脱脂粉乳	314	421	426	324	275
	バター	280	470	464	434	384
国内生乳生産量		7,607	7,447	7,331	7,407	7,346
乳製品輸入量		4,195	4,057	4,425	4,633	4,553

国内生産量 (2016年度)		主な生産地(2016年度) (生産量シェア)		
7,346千トン		北海道 3,896千トン (54%)	関東 1,171千トン (16%)	九州 640千トン (9%)

輸入量 (2016年度)		主な輸入先国(上位4カ国) (輸入量シェア)			
全世界	4,553千トン	豪州 1,212千トン (27%)	NZ 1,030千トン (23%)	シンガポール 495千トン (11%)	オランダ 403千トン (9%)
うちTPP11	2,771千トン				
うち米国	378千トン				
うち日EU	1,218千トン				

出典 : 国内価格 : 牛乳乳製品課調べ、
国際価格 : CIF 価格(貿易統計における平均単価)

TPP11交渉結果及び結果分析 牛乳乳製品

交渉結果

品目／現在の関税率	合意内容
脱脂粉乳 25%、35% +マークアップ バター 35%+マークアップ	- 脱脂粉乳、バターについて、国家貿易制度を維持した上で、TPP枠(民間貿易関税割当枠)を設定。 - TPP枠数量は、最近の追加輸入量の範囲内で設定(生乳換算7万トン)。
ホエイ 25%、35% +マークアップ	- 脱脂粉乳(たんぱく質含有量34%)と競合する可能性が高いホエイ(たんぱく質含有量25-45%)について、最も長い21年目までの関税撤廃期間を確保。 - セーフガードを措置し、20年目のセーフガード発動数量は1.6万トンに設定。
チーズ 29.8%、40%等	- 日本人の嗜好に合うモッツアレラ、カマンベール、プロセスチーズ等の関税を維持。 - ブルーチーズについては、11年目までに関税50%削減。 - 主に原料として使われる熟成ハード系チーズ(チェダー、ゴーダ等)やクリームチーズ(乳脂肪45%未満)、粉チーズ(ナチュラル、プロセス)、シュレッドチーズについては、関税撤廃するものの、長期の撤廃期間を確保(段階的に16年目に撤廃)。

結果分析

- バター・脱脂粉乳等については、国家貿易制度を維持した上で、国家貿易の最近の追加輸入量の範囲内で関税割当(民貿)を設定し、枠外2次税率については、現行の高水準を維持。
- ホエイについては、長期の関税撤廃期間を確保するとともに、輸入急増に対するセーフガードを措置。
- 熟成ハード系チーズ(チェダー、ゴーダ等)等は長期の関税撤廃期間を確保。



- したがって、当面、輸入の急増は見込み難く、牛乳も含めた乳製品全体の国内需給への悪影響は回避の見込み。
- 他方、ホエイ、チーズの関税削減や関税撤廃等により、長期的には、競合する国産の脱脂粉乳・チーズの価格下落等が生じることにより、加工原料乳価の下落も懸念される。このため、これまでの実績の検証等を踏まえた所要の見直しを行った上で体質強化対策を実施することに加え、経営安定対策について、必要な検討を加えることが必要。

日EU・EPA交渉結果及び結果分析 牛乳乳製品

交渉結果

品目／現在の関税率	合意内容
脱脂粉乳 25%、35% +マークアップ バター 35% +マークアップ	- 脱脂粉乳、バターについて、国家貿易制度を維持した上で、EU枠(民間貿易関税割当枠)を設定。 - 枠数量は、最近の追加輸入量の範囲内で設定(生乳換算1.5万トン)。
ホエイ 25%、35% +マークアップ	- 脱脂粉乳(たんぱく質含有量34%)と競合する可能性が高いホエイ(たんぱく質含有量25-45%)について、関税削減に留め、11年目以降もTPPにおける初年度の関税水準の3割を維持。 - セーフガードを措置し、21年目のセーフガード発動数量は8千トンに設定。
チーズ 29.8%、40%等	- ソフト系チーズについては、TPPで関税撤廃や関税削減となったものも含めた横断的な関税割当(枠内は段階的に16年目に無税)とし、枠数量は国内消費の動向を考慮し、国産の生産拡大と両立できる範囲に留めた(初年度2万トン → 16年目3.1万トン)。 - 主に原料として使われる熟成ハード系チーズ(チェダー、ゴーダ等)やクリームチーズ(乳脂肪45%未満)、粉チーズ(ナチュラル)については、関税撤廃するものの、長期の撤廃期間を確保(段階的に16年目に撤廃)。

結果分析

- バター・脱脂粉乳等については、国家貿易制度を維持した上で、国家貿易の最近の追加輸入量の範囲内で関税割当(民貿)を設定し、枠外2次税率については、現行の高水準を維持。
- ホエイについては、関税削減に留め、11年以降もTPPにおける初年度の関税水準の3割を維持するとともに、輸入急増に対するセーフガードを措置。
- ソフト系チーズ(カマンベール、プロセスチーズ等)については、関税撤廃を回避し、横断的な関税割当を設定するとともに、熟成ハード系チーズ(チェダー、ゴーダ等)等は長期の関税撤廃期間を確保。



- したがって、当面、輸入の急増は見込み難く、牛乳も含めた乳製品全体の国内需給への悪影響は回避の見込み。
- 他方、ホエイ、チーズの関税削減や関税撤廃等により、長期的には、競合する国産の脱脂粉乳・チーズの価格下落等が生じることにより、加工原料乳価の下落も懸念される。このため、これまでの実績の検証等を踏まえた所要の見直しを行った上で体質強化対策を実施することに加え、日本産のチーズ等の競争力を高めるため、原料面で原料乳の低コスト・高品質化の取組の強化、製造面でコストの低減と品質向上・ブランド化等を推進するとともに、経営安定対策について、TPPの状況等も踏まえ必要な検討を加えることが必要。

日米貿易協定交渉結果及び結果分析 牛乳乳製品

交渉結果

品目／現在の関税率	合意内容
脱脂粉乳 25%、35% +マークアップ バター 35%+マークアップ	新たな米国枠は設けない。
ホエイ 25%、35% +マークアップ	TPPと同内容で、セーフガード付きで長期の関税削減期間を確保。
チーズ 29.8%、40%等	TPPと同内容。

結果分析

- バター・脱脂粉乳等については、新たな米国枠は設けず。
- ホエイについては、長期の関税撤廃期間を確保するとともに、輸入急増に対するセーフガードを措置。
- 熟成ハード系チーズ(チェダー、ゴーダ等)等は長期の関税撤廃期間を確保。



- したがって、当面、輸入の急増は見込み難く、牛乳も含めた乳製品全体の国内需給への悪影響は回避の見込み。
- 他方、ホエイ、チーズの関税削減や関税撤廃等により、長期的には、競合する国産の脱脂粉乳・チーズの価格下落等が生じることにより、加工原料乳価の下落も懸念される。このため、これまでの実績の検証等を踏まえた所要の見直しを行った上で体質強化対策を実施することに加え、経営安定対策について、必要な検討を加えることが必要。

総合的なTPP等関連政策大綱

(平成27年11月25日決定、令和元年12月5日改訂)

1 強い農林水産業の構築（体質強化対策）

○次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成

○高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

- ・司令塔組織の創設による輸出環境の整備
- ・グローバル産地づくり緊急対策、海外の需要拡大・商流構築に向けた取組、輸出拠点の整備

○国際競争力のある産地イノベーションの促進

○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

- ・肉用牛・酪農経営の増頭・増産を図るため、繁殖雌牛・乳用後継牛の増頭に向けた「増頭奨励金」の交付、公共牧場・試験場等での繁殖雌牛の導入や施設等の整備、和牛受精卵の増産・利用の促進、国産チーズの競争力強化等を支援
- ・増頭・増産を支える環境整備を図るため、畜産クラスター事業の要件を見直すとともに、後継者不在の家族経営からの経営資源の継承、家畜排せつ物処理の円滑化と土づくりを支援
- ・生産現場と結びついた流通改革を推進するため、家畜市場・食肉処理施設の再編整備を支援
- ・畜産クラスター事業等による体質強化、自給飼料の増産、加工施設の再編合理化によるコスト縮減の取組等を支援

○合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化

○持続可能な収益性の高い操業体制への転換

2 経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

○米

- ・国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買入れ

○麦

- ・国産麦の安定供給を図るため、引き続き、経営所得安定対策を着実に実施
- ・パスタ・菓子製造等の経営改善を特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく支援措置により促進

○牛肉・豚肉

- ・法制化し、補填率を上げた牛・豚マルキンの両交付金制度を、引き続き、適切に実施
- ・経営の実情に即して肉用子牛保証基準価格を引き上げた肉用子牛生産者補給金制度を適切に実施

○乳製品

- ・液状乳製品を追加し、補給金単価を一本化した加工原料乳生産者補給金制度を着実に実施

○甘味資源作物

- ・加糖調製品から調整金を徴収し、砂糖の競争力強化を図るとともに、着実に経営安定対策を実施

3 知的財産権の保護の推進

○地理的表示（GI）関係

- ・地理的表示の登録を進めるとともに、海外において我が国農林水産物等の名称保護を図り、侵害行為に適切に対応

○植物新品種・和牛遺伝資源保護関係

- ・優良な植物新品種について海外における品種登録の促進
- ・和牛遺伝資源について流通管理対策の実施及び知的財産的価値の保護を推進

【参考】農林水産分野における総合的なTPP等関連政策大綱を実現するための予算
令和元年度補正予算 3,250億円 平成30年度補正予算 3,188億円
平成29年度補正予算 3,170億円 平成28年度補正予算 3,453億円
平成27年度補正予算 3,122億円
(平成27年度補正予算から平成30年度補正予算までの合計額 1兆6,184億円)

国産チーズの競争力強化対策

【令和元年度補正予算額 15,000百万円】
（うち畜産クラスター事業の国産チーズ振興枠 9,000百万円）

<対策のポイント>

国産ナチュラルチーズ等の競争力強化を図るため、酪農家によるチーズ向け原料乳の高品質化・コスト低減、チーズ工房等による生産性向上と技術研修、国際コンテストへの参加等の品質向上・ブランド化、国産チーズの需要拡大に向けた取組等を支援します。

<政策目標>

国産直接消費用ナチュラルチーズの生産量の増加（30,000トン〔令和7年度まで〕）等

<事業の内容>

1. 国産チーズ生産奨励事業

- チーズの味や歩留まりに影響する原料乳について、酪農家が、実需者が求める高い品質を確保するため、更なる飼養管理の高度化や乳質管理に取り組む費用の一部を支援します。

2. チーズ工房等の生産性向上支援

- チーズ工房等のチーズを製造する者が取り組む、製造に係る規模拡大や生産性向上に必要な施設整備を支援します。

3. 国産チーズの品質向上・ブランド化、消費拡大支援

- 国産チーズの国内技術研修会の開催や海外研修への参加、国内コンテストの開催、国際コンテストへの参加等を支援します。また、国産チーズの消費拡大を図るため、チーズを日本の食文化に取り入れるための活動や、チーズの価値のPR、展示によるチーズの普及活動の強化を支援します。

4. 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（国産チーズ振興枠）

- チーズ製造を行う乳業メーカーやチーズ工房が参画し、原料乳のコスト低減や高品質化に取り組む畜産クラスター協議会に対して、取組に必要な施設の整備や機械の導入を支援します。

※事業の流れ等は、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）のページ参照。

<事業イメージ>

1. 国産チーズ生産奨励事業



更なる飼養管理の高度化や乳質管理に取り組む、品質を向上させるぞ！

乳質基準を満たせば奨励金を交付

- 支援対象者：チーズ向け生乳の品質向上を図る生産者
- 乳質向上等に資する取組を実施した上で、要件となる乳質基準を満たした生乳に対して奨励金を交付
- 補助率：定額
- ① 基本となる取組：12円/生乳1kg
- ② 上乗せとなる取組：
 - i) 特色あるチーズ生産のための取組 + 2円/生乳1kg
 - ii) 輸出に関する取組：+ 1円/生乳1kg

2. チーズ工房等の生産性向上支援



国内コンテストで入賞したが、より品質を高めたり、コスト削減をしたい。

生乳を購入しチーズを製造

酪農家がチーズを製造（6次産業化）

チーズ工房

熟成庫の整備

より高品質なチーズを生産するための熟成庫を整備。規模拡大により生産コストも削減。国内販売の強化や輸出に取り組む。

- 事業実施主体：チーズを製造する又はしようとしている者
- 補助率：1/2以内
- 支援対象となる施設：チーズ製造に関する施設・機械（製造室、熟成庫、製品検査室、冷蔵室、チーズ製造に必要な設備等）

3. 国産チーズの品質向上・ブランド化、消費拡大支援



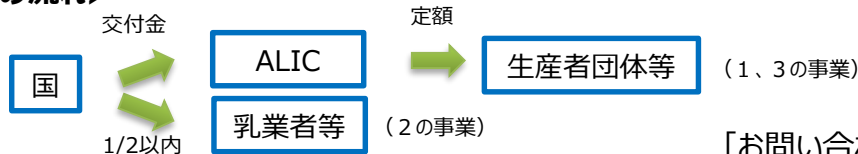
（国内研修会の開催）

（国内コンテストの開催）

（食文化普及イベント）

国産チーズレシピ選手権

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】（1～3の事業）生産局牛乳乳製品課（03-3502-5987）
（4の事業）生産局畜産企画課（03-3501-1083）

和牛・乳用牛の増頭・増産対策①（生産基盤強化）

【令和元年度補正予算額 10,898百万円】

＜対策のポイント＞

繁殖雌牛（自家保留を含む）の増頭・和牛受精卵の増産を支援することにより、輸出に適した優良な和牛を増産します。
都府県酪農の生産基盤強化を図るため、中小規模経営の乳用後継牛の増頭を支援します。

＜政策目標＞

繁殖雌牛の飼養頭数の増加（61万頭 [平成30年] → 80万頭 [令和12年]）

＜事業の内容＞

1 「増頭奨励金」の交付

畜産クラスター計画に基づき、牛肉の輸出拡大や都府県酪農の生産基盤強化のため、繁殖雌牛や乳用後継牛を増頭する場合に奨励金を交付します。

飼養規模	繁殖雌牛		乳用後継牛
	50頭未満	50頭以上	
増頭奨励金	24.6万円/頭	17.5万円/頭	27.5万円/頭

2 地方公共団体の公共牧場・試験場等のフル活用

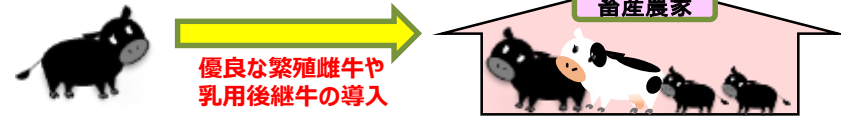
公共牧場・試験場等において、繁殖雌牛の導入（24.6万円/頭）、導入に必要な施設・機械、放牧地の整備等を支援します。

3 和牛受精卵の増産の促進

肉用牛経営と酪農経営との連携の下、輸出に適した優良な和牛を増産するため、和牛受精卵の増産の促進、これを推進するための体制づくり（施設整備・機械導入）を支援します。

＜事業イメージ＞

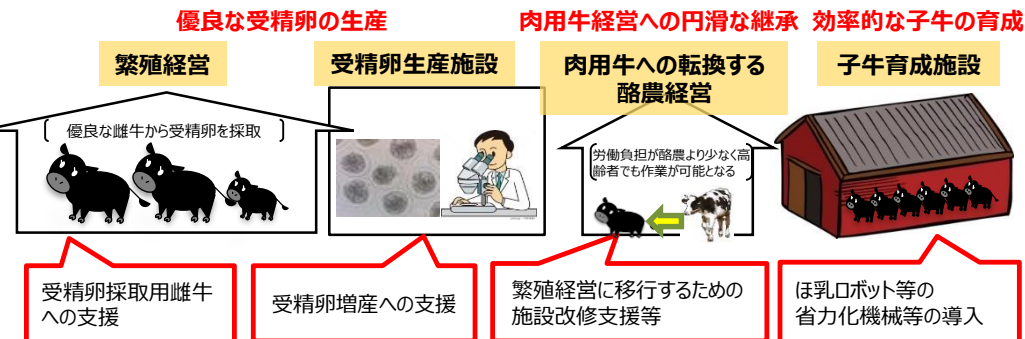
1 「増頭奨励金」の交付



2 地方公共団体の公共牧場・試験場等のフル活用



3 和牛受精卵の増産の推進



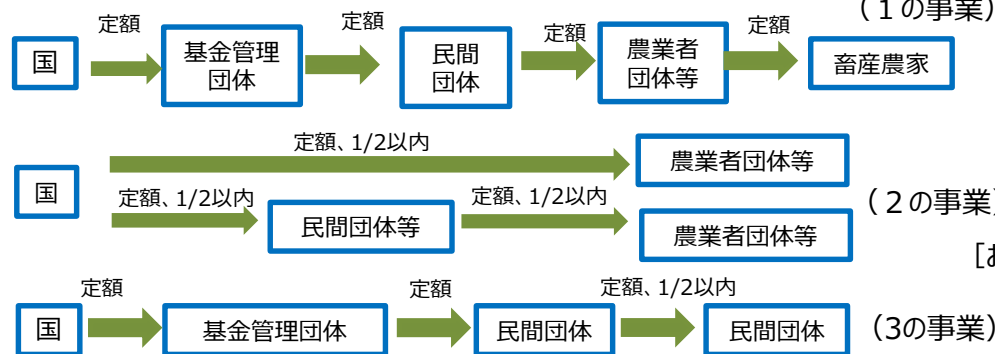
【お問い合わせ先】（1の事業（肉用牛））生産局畜産企画課（03-3502-0874）

（1の事業（乳用牛））生産局牛乳乳製品課（03-3502-5988）

（2の事業）生産局飼料課（03-6744-2399）

（3の事業）生産局畜産振興課（03-6744-2587）

＜事業の流れ＞



農林水産物・食品の政府一体となった輸出力強化

<対策のポイント>

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等に基づき、農林水産省への司令塔組織（農林水産物・食品輸出本部）の創設、輸出手続の迅速化、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）に基づくグローバル産地づくりの強化、輸出向けHACCP等対応施設の整備、海外需要の創出・拡大・商流構築等を行うことで、国産農林水産物・食品の輸出を促進します。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2020年以降のポスト1兆円目標）

<事業の全体像>

1 司令塔組織（農林水産物・食品輸出本部）の創設【12億円】

- ・ 輸出に必要な証明書の申請・交付のワンストップ化のためのシステム構築
- ・ 海外の食品安全等の規制に関する相談窓口の一元化
- ・ 輸出先国が求めるデータ収集や課題対応のための調査等

等

2 輸出手続の迅速化【15億円、50億円の内数】

- ・ 国・自治体の証明書発給・検査業務の体制整備や民間の登録認定機関の活用支援
- ・ 生産海域等モニタリング、残留物質等モニタリング支援
- ・ FAMICによる登録認定機関の適合調査（FAMIC運営費交付金）
- ・ 既存添加物等申請、インポートトレランス申請支援
- ・ 我が国の農産物の輸出に有利な国際的植物検疫処理基準の確立・実証
- ・ 輸出促進に資する動植物検疫

等

3 輸出を行う事業者に対する支援【19億円、425億円の内数】

- (1) グローバル産地づくりの強化
 - ・ GFPグローバル産地形成 ・ 国際的認証取得等支援
 - ・ 輸出先国の植物検疫条件等を満たす農産物の生産支援
- (2) 輸出向け施設の整備（ハード）
 - ・ 食品産業に対する輸出向けHACCP等対応施設の整備（食料産業・6次産業化交付金）
- (3) 日本政策金融公庫による長期低利融資
 - ・ 輸出事業計画の認定を受けた事業者に対する日本政策金融公庫による長期低利融資

等

4 海外需要の創出・拡大・商流構築【29億円、8億円の内数】

- JFOODOによる戦略的プロモーション、JETROによる輸出総合サポート、事業者・団体の取組支援、食によるインバウンド対応の推進等
- ・ 海外需要創出等支援対策事業
 - ・ 食によるインバウンド対応推進事業

等

5 知的財産の流出防止、食産業の海外展開等【20億円】

- (1) 知的財産の流出防止、規格・認証の国際化対応等
 - ・ 植物品種等の海外流出防止
 - ・ 農業知的財産管理支援機関による知財管理
 - ・ 地理的表示(GI)の保護
 - ・ JFS国際化、JAS制定・国際化
- (2) 食品事業者の海外進出支援
- (3) 輸出拡大に関する研究開発・技術実証

等

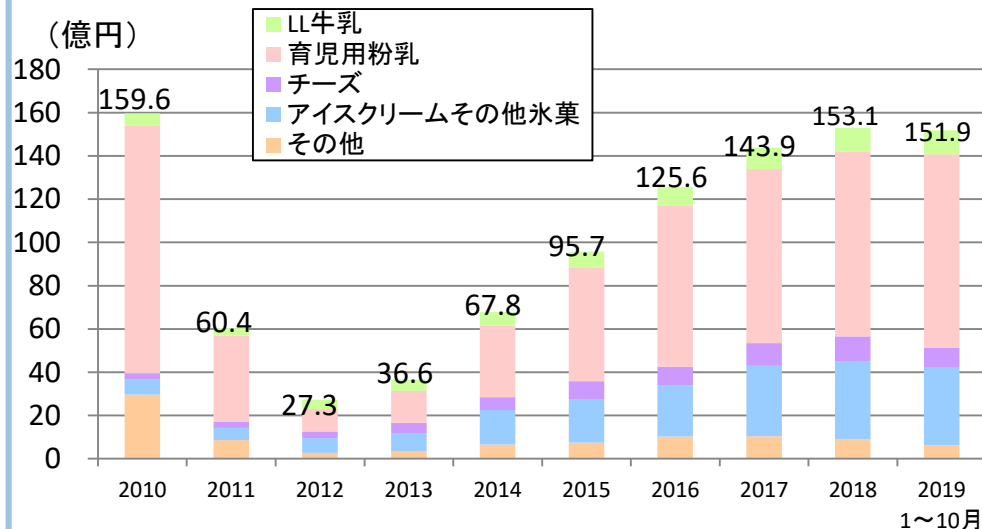
ポスト1兆円に向けた更なる輸出拡大を目指す

牛乳・乳製品の輸出について

日本産牛乳・乳製品の輸出実績

対前年比
(2018年)
106.4 %

対前年同期比
(2019年1～10月)
121.7 %



資料: 財務省「貿易統計」

2019年輸出目標 140億円 (2017年に達成)

○戦略的重点国・地域

香港、台湾、中国、シンガポール、マレーシア、ベトナム

安心・安全といった強みを活かした輸出戦略・体制の確立
や技術的課題の解決などにより、アジア諸国・地域を中心に
日本産牛乳乳製品の浸透と輸出拡大を目指す



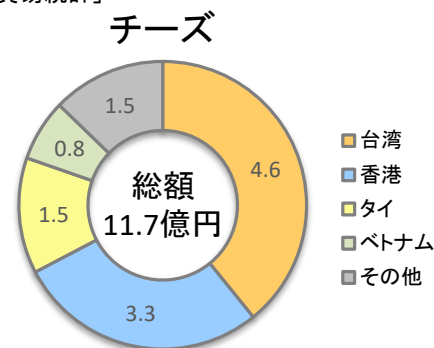
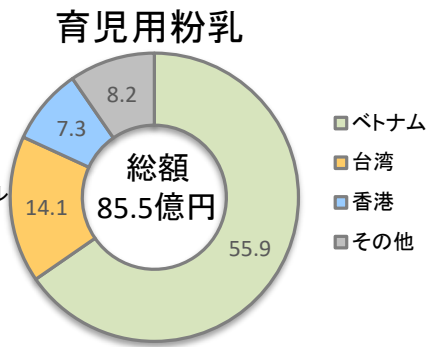
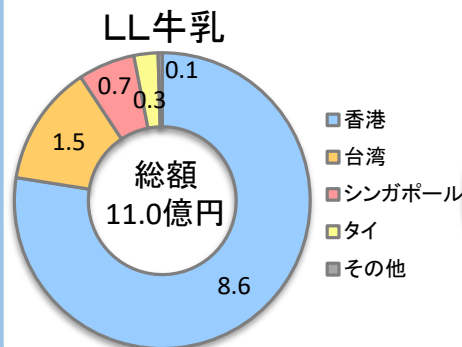
JAPAN MILK
& DAIRY PRODUCTS

今後の取組

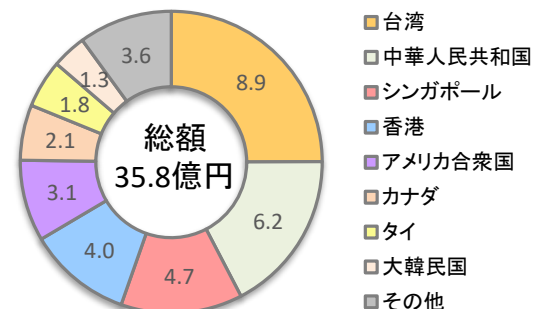
- 安心・安全といった強みを活かした輸出戦略・体制の確立 (2018年度までに全ての輸出重点国・地域において市場調査を実施し、現地の日系小売業者等と連携した円滑な市場開拓等を支援)
- 日本及び輸出先国・地域において牛乳乳製品統一マークの商標登録を目指す
- 生乳生産量の維持・拡大 (2025年度に生乳生産量750万トン)

主要品目の国・地域別輸出実績(2018年)

資料: 財務省「貿易統計」



アイスcreamその他氷菓



HACCPに沿った衛生管理の制度化について

- 我が国の食をとりまく環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、食品衛生法が改正され、HACCPに沿った衛生管理が義務化（これまでは一定の条件を満たす事業者に係る承認制度）。
- 食品製造業全体では、平成30年10月時点で約6割の事業者でHACCP導入済み又は導入中であるものの、導入状況は売上規模別に大きな開きがあり、小規模事業者への周知、導入が課題。乳業では、特に中小乳業においてHACCPに沿った衛生管理の周知を徹底し、制度化に対応した衛生管理を進める必要。

- 令和2年6月1日以降のHACCP制度（経過措置は令和3年度まで）

※今回の制度化において認証の取得は不要

全ての食品等事業者（食品の製造・加工、調理、販売等）が
衛生管理計画を作成

食品衛生上の危害の発生を防止するために
特に重要な工程を管理するための取組
（HACCPに基づく衛生管理）

コーデックスのHACCP7原則に基づき、食品等事業者自らが、使用する原材料や製造方法等に応じ、計画を作成し、管理を行う。

又は

（希望する事業者はステップアップ可能）

取り扱う食品の特性等に応じた取組
（HACCPの考え方を取り入れた衛生管理）

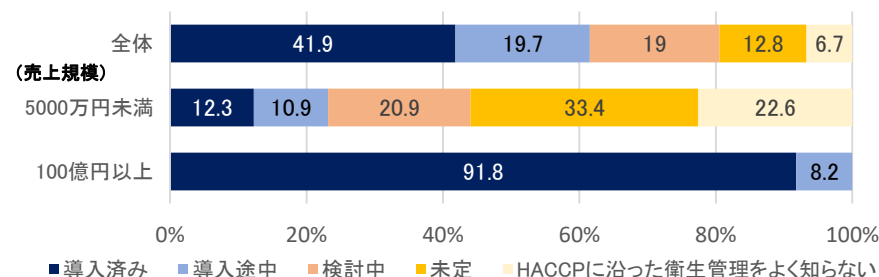
各業界団体が作成する手引書を参考に、簡略化されたアプローチによる衛生管理を行う。

【対象事業者】

- ・小規模事業者（事業所の従業員数が基準）
- ・当該店舗での小売販売のみを目的とした製造・加工・調理事業者（例：菓子の製造販売 等）
- ・提供する食品の種類が多く、変更頻度が頻繁な業主（例：飲食点、給食施設 等）
- ・一般衛生管理の対応で管理が可能な業種（例：食品の保管、食品の運搬 等）

- 食品製造業におけるHACCPに沿った衛生管理の導入状況

（平成30年10月時点）農林水産省食料産業局調べ



コーデックスHACCP7原則

- ・ 危害要因の分析
- ・ 重要管理点（CCP）の決定
- ・ 管理基準の設定
- ・ モニタリング方法の設定
- ・ 改善措置の設定
- ・ 検証方法の設定
- ・ 記録の保持

【牛乳・乳飲料】

平成31年3月公表
（一社）日本乳業協会作成

対象：1日10トン程度の生乳を処理
する従業員数30名未満の規模
の施設を想定

